

発議第 1 号

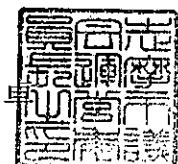
志摩市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年2月25日 提出

志摩市議会 議長 金子研世様

提出者 志摩市議会 議会運営委員会
委員長 濱口



令和4年 2月25日 可決

志摩市議会委員会条例の一部を改正する条例

志摩市議会委員会条例(平成16年志摩市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「政策推進部」を「危機管理統括監、政策推進部」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第15条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

志摩市議会委員会条例(平成16年志摩市条例第222号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)			(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
総務産業常任委員会	9人	政策推進部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、上下水道部、出納室、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び消防本部の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務	総務産業常任委員会	9人	危機管理統括監、政策推進部、総務部、市民生活部、産業振興部、建設部、上下水道部、出納室、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び消防本部の所管に関する事務並びに他の常任委員会に属さない事務
教育厚生常任委員会	9人	健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務	教育厚生常任委員会	9人	健康福祉部、教育委員会及び病院事業部の所管に関する事務
予算決算常任委員会	18人	予算及び決算に関する事項	予算決算常任委員会	18人	予算及び決算に関する事項
3 (略)			3 (略)		

(委員会の開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。